

令和3年5月11日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

まん延防止等重点措置期間の延長（令和3年5月12日から5月31日）における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について

日頃から、幼児教育関連事業の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和3年5月7日付で政府による「まん延防止等重点措置」の対象期間が、令和3年5月31日まで延長されました。

そのため、本市における市型預かり保育等*の利用については、令和3年4月20日付で保護者の皆様にお知らせした「まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日まで）における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について（令和3年4月20日付）」の取扱いを令和3年5月31日まで継続することとします。

市型預かり保育等は原則事業を実施し、引き続き利用していただけますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む必要があることから、可能な日には利用をお控えいただくなど、ご協力をお願いします。

※市型預かり保育等： 私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育事業）、
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

1 市型預かり保育等の利用にあたってのお願い

本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しています。

日頃からお願いしているところではありますが、今回のまん延防止等重点措置期間中におきましても、感染拡大防止の観点も踏まえ、必要な日及び時間での市型預かり保育等のご利用を改めてお願いします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

- ・仕事がお休みの日などには市型預かり保育等の利用を控える
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう園にはお願いしています。

2 その他

- （1）本市から利用自粛要請は行わないことから、令和3年5月12日から5月31日までの期間中の満3歳児及び2歳児の利用料について、利用日数に応じた保護者負担軽減は行いません。
なお、3歳児以上の無償化対象者についての取扱いに変更はございません。
- （2）園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

<担当連絡先>

保育・教育運営課 671-2085